

2018年12月17日 全3頁

役員報酬決定の再一任制限は見送り？

取締役報酬を巡る会社法制見直しの議論 続報

金融調査部 主任研究員
横山 淳

[要約]

- 2018年12月12日開催の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第18回会合において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案(2)）」が提案された。
- この中で、第17回会合（10月24日開催）の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）」で提案されていた、取締役の個人別報酬等の内容の決定の代表取締役等への再一任につき、株主総会の授権を求めるとの項目が削除されている。
- 取締役の個人別報酬等の決定を巡る昨今の事例を踏まえ、関心を呼んでいた項目だけに、今後の最終的な要綱案の取りまとめや、会社法改正法案の国会提出・国会審議などに向けて、論議を呼びそうだ。

個人別報酬等決定の再一任制限は見送り？

2018年12月12日開催の法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第18回会合において「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案(2)）」（以下、「仮案(2)）」が提案された¹。

この中で、第17回会合（10月24日開催）の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案（仮案）」（以下、「原仮案」）²で提案されていた、取締役の個人別報酬等の内容の決定の代表取締役等への再一任につき、株主総会の授権を求めるとの項目が削除されている。

取締役の個人別報酬等の決定を巡る昨今の事例を踏まえ、関心を呼んでいた項目だけに、今後の最終的な要綱案の取りまとめや、会社法改正法案の国会提出・国会審議などに向けて、論議を呼びそうだ。

¹ 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900387.html>) に掲載されている。

² 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi04900381.html>) に掲載されている。

会社法上の取締役報酬等の決定手続

本来、会社法上、取締役の報酬等については、定款又は株主総会決議によって、その額、算定方法などを定める必要がある（会社法 361 条）。しかし、個人別の報酬等を株主総会で決議することまでは、法律上、明確には要求されていない。その結果、わが国上場企業における取締役の報酬等について、株主総会では取締役全員の報酬等の総額の最高限度のみを定めて、各取締役への配分は取締役会に委任する、さらには代表取締役に再一任するといった慣行が広く存在し、判例もそれを許容してきたと指摘されている³。しかし、こうした慣行、特に、代表取締役への再一任は、利益相反上の問題を生じやすく、ある種の「暴走」を招きやすいことは昨今の事例が示すところであろう。

「原仮案」による個人別報酬等決定の再一任制限

そこで、「原仮案」は、取締役の個人別報酬等の内容の決定の代表取締役等への再一任につき、一定の制限を設けようとして提案していた。これが実現していれば、会社法上の公開会社については、代表取締役等への再一任を継続したい場合、その再一任について株主総会の承認が必要となるはずであった。さらに、「原仮案」（及び「仮案(2)」）は、別途、提案する取締役の報酬等の内容に係る決定方針（「報酬等の決定方針」）の策定・説明義務⁴を課すこととしている。これが、代表取締役等への再一任の制限と組み合わせられることにより、ある程度、代表取締役への再一任に伴う利益相反の問題を軽減し、「暴走」を抑止できるものと期待されていた。

ちなみに、「原仮案」では、株主総会による授権が必要とされる再一任の相手を代表取締役のみには限定していなかった。そのため、理論上は、例えば、任意の諮問委員会を設置し、その諮問委員会を構成する取締役に再一任する場合⁵も、同様の株主総会決議が必要になることを想定していたものと思われる。もっとも、同じ再一任の承認を求める議案でも、代表取締役への再一任と、任意の諮問委員会への再一任とでは、株主の受け止め方は全く異なるものとなっただろう。

報酬等の決定方針や事業報告での開示が注目される？

「仮案(2)」においては、「原仮案」が提案していた取締役の個人別報酬等の内容の決定の代表

³ 酒巻俊雄・龍田節『逐条解説会社法』第4巻（中央経済社、2008年）p.457（高橋英治氏執筆担当）、江頭憲治郎『株式会社法 第5版』（有斐閣、2014年）p.447など。

⁴ 対象は、監査役会設置会社（会社法上の公開会社、かつ、大会社、かつ、有価証券報告書の提出義務会社であるものに限る）および監査等委員会設置会社とされている。なお、指名委員会等設置会社に対しては、現行会社法の下でも（取締役及および執行役の）「個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を定めることが義務付けられている（会社法 409 条 1 項）。

⁵ （取締役ではなく）機関としての任意の諮問委員会への再一任の可否については、「原仮案」上、明らかではない。再一任の相手が、機関としての諮問委員会なのか、その構成員である取締役なのか、という問題のほか、実務上、取締役以外に監査役や社外有識者も構成員に加えた諮問委員会が設置されている場合もあるという問題もある。もっとも、単に意見を諮問するのみであれば、再一任があったとは言えないように思われる。

取締役等への再一任につき、株主総会の授権を求めるとの項目が削除されている。

今後、どのような形で、要綱が取りまとめられ、会社法改正法案が国会提出されるかは、まだ明らかではないが、仮に「仮案(2)」の内容のままで決着するとすれば、株主は、直接、再一任の可否について議決権の賛否で意思を表明する機会はない（つまり、現状と変わらない）こととなる。前述の報酬等の決定方針や、事業報告で開示される予定の「取締役会の決議による報酬等の決定の委任に関する事項」を見た上で、取締役全員の報酬等の総額の最高限度を変更する議案や、再一任を受けた代表取締役等の選任議案に対する議決権の賛否を通じて意思表示をすることになるだろう。その意味では、報酬等の決定方針や事業報告での説明・開示内容がどれほど充実したものとなるのかが注目されることとなろう。

いずれにせよ、昨今の事例を踏まえ、取締役の個人別報酬等の決定のあり方は、株主、投資者、市場関係者のみならず、社会的にも大きな関心を呼んでいる。今後の最終的な要綱案の取りまとめや、会社法改正法案の国会提出・国会審議などに向けて、論議を呼びそうだ。